

## うるま市景観条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及びうるま市景観条例(平成23年うるま市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、次に掲げる用語の定義にある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 建築行為等 法第16条に定める行為をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

### (行為の届出前の事前協議)

第3条 条例第13条第1項の規定による協議申請書は、景観づくりのコンセプト協議申請書(様式第1号)により別表第1に定める図書を添付して行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定により市長から指導又は助言を受けた事業者は、その指導又は助言に基づいて行為内容の改善に努めなければならない。

3 条例第13条第5項の規定による証明書は、景観づくりのコンセプト協議完了証明書(様式第2号)によるものとする。

### (建築物の高さの最高限度の緩和申請)

第4条 条例第14条第2項の規定による届出は、建築物の高さの最高限度の緩和申請書(様式第3号)により行うものとする。

### (景観計画区域内における行為の届出等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第4号)により別表第2及び別表第3に定める図書を添付して行うものとする。

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の景観行政団体の条例で定める図書は、別表第3に掲げる図書とする。

3 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第5号)により別表第2及び別表第3に定める図書を添付して行うものとする。

### (行為の規模の算定基準)

第6条 条例第16条に規定する行為の規模の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の高さは、建築物が接する平均地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとする。
- (2) 建築物の面積等は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものとする。
- (3) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとする。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあっては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとする。

(適合通知)

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づくうるま市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(届出をしたものに対する勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為設計変更等勧告書(様式第7号)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第9条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第8号)により別表第2及び別表第3に定める図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、景観計画区域内行為協議書(様式第9号)によるものとする。

(届出をしたものに対する変更命令)

第10条 法第17条第1項の規定による命令は、景観計画区域内行為設計変更等命令書(様式第10号)によるものとする。

2 法第17条第4項に規定する通知は、景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第11号)によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、景観計画区域内行為原状回復等命令書(様式第12号)によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、景観計画区域内行為状況等報告書(様式第13号)によるものとする。

5 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第14号)によるものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第11条 市長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第15号)により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(公表する事項)

第12条 条例第18条第2項に規定する公表は、次に掲げる事項とし、告示及びその他の方法により行うものとする。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域

(3) 市長の勧告の内容及び当該勧告に従わなかった旨

(完了届)

第13条 条例第19条に規定する完了届は、景観計画区域内行為完了届(様式第16号)によるものとする。

(景観重要建造物の標識)

第14条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物を指定したときは、法第

21 条第 2 項の標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2) 景観重要建造物の名称
  - (3) 指定の理由となった外観の特徴
- 2 市長は、法第 21 条第 2 項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 市長は、条例第 20 条第 2 項に規定する景観重要建造物の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第 15 条 市長は、法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木を指定したときは、法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2) 景観重要樹木の名称
  - (3) 指定の理由となった外観の特徴
- 2 市長は、法第 28 条第 2 項の標識を、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 市長は、条例第 20 条第 2 項に規定する景観重要樹木の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

(地区景観づくり組織の活動対象となる地区の範囲)

第 16 条 条例第 26 条第 1 項の規定による地区景観づくり組織の活動対象となる地区の範囲は、3 軒以上の一定のまとまり及び連続性を持つ土地の範囲とする。

(地区景観づくり組織の認定)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項の規定による地区景観づくり組織の認定要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象地区内に居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者(以下「地区住民」という。)で構成され、当該地区住民の多数の支持を得ていること。
- (2) 対象地区内において景観づくり又はまちづくりに関する活動実績があること。
- (3) 組織の活動目的が、対象地区の良好な景観づくりであること。
- (4) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを活動の目的とするものではないこと。

2 条例第 26 条第 1 項の規定による地区景観づくり組織の認定(以下「組織認定」という。)を受けようとする市民等の団体は、地区景観づくり組織申請書(様式第 17 号)に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動実績書
- (3) 会則
- (4) 構成員名簿
- (5) 活動対象地区図
- (6) 活動内容の周知の状況を示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する団体を組織認定したときは、その旨を地区景観づくり組織認定通知書(様式第 18 号)により当該団体に通知し、公表するものとする。

4 組織認定の有効期間は、前項の規定による認定の日から起算して 2 年間とする。

(地区景観づくり組織の認定変更及び解除)

第 18 条 前条第 3 項に規定する認定を受けた地区景観づくり組織が、申請内容を変更する場合又は認定の解除を申し出る場合は、地区景観づくり組織認定変更・解除申請書(様式第 19 号)により速やかに市長に申し出るものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の申出による組織認定の変更について準用する。この場合において、同条第 2 項中の「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第 1 項の申出により申請内容の変更又は認定の解除をするときは、地区景観づくり組織に地区景観づくり組織認定変更・解除通知書(様式第 20 号)をもって通知するものとする。

(組織認定の有効期間の延長)

第 19 条 地区景観づくり組織は、第 17 条第 4 項に規定する組織認定の有効期間を延長しようとするときは、当該有効期間満了日の 2 月前から 1 月前までの間において、地区景観づくり組織認定延長申請書(様式第 21 号)を市長に提出しなければならない。

2 第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定は、組織認定の有効期間の延長に準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による有効期間の延長を認めたときは、地区景観づくり組織に対し、地区景観づくり組織認定延長通知書(様式第 22 号)をもって通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により、期間の延長を認めたときは、当該有効期間の満了する日の翌日から 2 年間まで有効期間を延長することができる。

(地区景観づくり組織の認定取消し)

第 20 条 市長は、条例第 26 条第 2 項に規定する認定を取り消すときは、地区景観づくり組織に地区景観づくり組織認定取り消し通知書(様式第 23 号)をもって通知するものとする。

(地区景観づくりルールに定める事項)

第 21 条 条例第 27 条第 1 項に規定する地区景観づくりルールに定める要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 地区景観づくりの目標及び方針

(2) 地区景観づくりのルール

(3) 5 年間の行動計画

2 前項第 2 号に定めるルールには、次の各号に掲げるもののうち必要な事項を定めることができる。

(1) 法第 8 条第 3 項第 2 号各号に掲げる行為に関する事項

(2) 良好な景観づくりのために必要な公共施設の維持、管理等の方法に関する事項

(3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

(4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

(5) その他良好な景観の形成に関する事項

3 第 2 項第 2 号に規定する事項を地区景観づくりルールに定めるときは、地区景観づく

り組織は、当該公共施設の管理主体に対して協議を行わなければならない。

(地区景観づくりルールの認定要件)

第 22 条 条例第 27 条第 2 項に規定する要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地区景観づくりルールの対象となる地区の地区住民等の多数の支持を得ていること。
- (2) 第 21 条第 3 項に規定する管理主体との合意形成が図られていること。
- (3) 条例第 6 条第 1 項に基づく景観計画に整合していること。
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき定められたうる  
ま市都市計画マスタープラン、その他市が策定した景観及びまちづくりに関する計画  
に整合していること。
- (5) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを内容とするものではない  
こと。
- (6) 対象となる地区及びその内容が当該地区景観づくり組織の活動対象並びに活動計画  
に整合していること。
- (7) 当該地区景観づくり組織において、その遵守を図るための措置を主体的に講ずること  
ができる内容であること。

(地区景観づくりルールの認定)

第 23 条 条例第 27 条に規定する認定を受けようとする地区景観づくり組織は、地区景観  
づくりルール認定申請書(様式第 24 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなけ  
ればならない。

- (1) 地区景観づくりルール(案)
- (2) 地区景観づくりルールに係る運用計画書
- (3) 第 22 条に規定する要件に該当することを示す書類
- (4) 建築行為等に関する制限が条例第 6 条第 1 項に規定する景観計画で定めた行為の制  
限から逸脱しない範囲であることを示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出を受けた場合において、当該地区景観づくり  
ルールの案が第 22 条各号のいずれにも該当すると認めるときは、ルールの認定を行い、  
その旨を当該地区景観づくり組織に、地区景観づくりルール認定通知書(様式第 25 号)を  
もって通知し、公表するものとする。

3 地区景観づくりルール認定の有効期間は、前項の規定による認定の日から起算して 5  
年間とする。

4 前項の規定にかかわらず、地区景観づくりルール認定を受けた地区景観づくり組織の  
組織認定の有効期間を経過した場合は、当該地区景観づくりルールの認定は、当該地区  
景観づくり組織認定の有効期間を経過した日に失効するものとする。

(地区景観づくりルールの変更)

第 24 条 地区景観づくりルールの認定を受けた地区景観づくり組織は、前条第 1 項の申  
請書及び同項の添付書類に記載した事項に変更(市長が軽微な変更と認めるものを除  
く。)が生じたときは、速やかに地区景観づくりルール認定変更申請書(様式第 26 号)を  
市長に提出しなければならない。

2 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、ルールの変更について準用する。この場合において、

同条第 1 項中の「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

(地区景観づくりルール認定の有効期間の延長)

第 25 条 地区景観づくり組織は、第 23 条第 4 項に規定するルール認定の有効期間を延長しようとするときは、当該有効期間満了日の 2 月前から 1 月前までの間において、地区景観づくりルール認定期間延長申請書(様式第 27 号)を市長に提出しなければならない。

2 第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定は、地区景観づくりルール認定の有効期間の延長に準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による有効期間の延長を認めるときは、地区景観づくり組織に対し、地区景観づくりルール認定延長通知書(様式第 28 号)をもって通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により、期間の延長を認めるときは、当該有効期間の満了する日の翌日から 5 年間まで有効期間を延長することができる。

(地区景観づくりルールの廃止)

第 26 条 地区景観づくり組織は、地区景観づくりルールを廃止しようとするときは、地区景観づくりルール廃止申請書(様式第 29 号)により速やかに市長に申し出なければならない。

2 地区景観づくりルールは、第 18 条第 3 項の規定による地区景観づくり組織の解除及び第 20 条の規定による地区景観づくり組織の取消しが行われたその日に失効するものとする。

3 市長は、第 1 項の届出を受けて地区景観づくりルールの廃止を認めた場合及び第 2 項の規定による地区景観づくり組織の解除及び取消しに伴う地区景観づくりルールが失効した場合は、地区景観づくり組織に地区景観づくりルール廃止通知書(様式第 30 号)で通知し、公表するものとする。

(地区景観づくりルール対象地区における建築行為等の届出)

第 27 条 市長は、地区景観づくりルールの認定を行った場合は、第 23 条第 3 項の公表に併せ、条例第 31 条第 1 項に規定する届出を要する建築行為等の範囲を定め、これを公表するものとする。

2 条例第 31 条第 1 項に規定する届出には、地区景観づくりルールに係る建築行為等申請書(様式第 31 号)及び次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 別表第 1 に定める図書

(2) 地区景観づくりルールで規定する添付書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第 31 条第 1 項に規定する届出は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出、当該建築行為等に係る法令(条例及び規則を含む。)に基づく確認、認定若しくは許可の申請をしようとする日又は当該建築行為等に着手しようとする日の最も早い日の 30 日前までに行うものとする。ただし、当該建築行為等が地区景観づくりルールに適合すると市長が認めた場合は、この限りでない。

4 条例第 31 条第 2 項に規定する意見書の様式は、当該地区景観づくり組織と協議の上、決定するものとする。

5 市長は、条例第 31 条第 4 項に規定する通知は、地区景観づくりルールに係る建築行為

等協議完了通知書(様式第 32 号)に条例第 31 条第 3 項の意見書を添付して行うものとする。

(景観づくり活動団体の認定等)

第 28 条 条例第 36 条第 1 項に規定する規則で定める要件を満たすものとは、次に掲げる団体とする。

- (1) 景観づくりの普及及び啓発を行う団体又は景観づくりについて自らが主体となって活動を行う団体
- (2) 景観づくりに関する活動実績がある団体
- (3) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えることを活動の目的としない団体

2 条例第 36 条第 1 項の規定による景観づくり活動団体の認定を受けようとする市民等の団体は、景観づくり活動団体認定申請書(様式第 33 号)を次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動実績書
- (3) 会則
- (4) 構成員名簿
- (5) 活動内容の状況を示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、景観づくり活動団体を認定したときは、当該団体に景観づくり活動団体認定通知書(様式第 34 号)を通知し、公表するものとする。

4 景観づくり活動団体認定の有効期間は、前項の規定による認定の日から起算して 2 年間とする。

(景観づくり活動団体の認定変更及び解除)

第 29 条 前条第 3 項に規定する認定を受けた団体が、申請内容を変更する場合又は認定の解除を申し出る場合は、景観づくり活動団体変更・解除申請書(様式第 35 号)により速やかに市長に申し出るものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の申出による認定内容の変更について準用する。この場合において、同条第 2 項中の「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の申出により申請内容の変更又は認定の解除するときは、当該団体に景観づくり活動団体認定変更・解除通知書(様式第 36 号)をもって通知するものとする。

(景観づくり活動団体認定の有効期間の延長)

第 30 条 景観づくり活動団体は、前条第 4 項に規定する組織認定の有効期間を延長しようとするときは、当該有効期間満了日の 2 月前から 1 月前までの間において、景観づくり活動団体認定延長申請書(様式第 37 号)を市長に提出しなければならない。

2 第 28 条第 1 項及び第 2 項までの規定は、景観づくり活動団体認定の有効期間の延長に準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による有効期間の延長を認めたときは、景観づくり活動団体に対し、景観づくり活動団体認定延長通知書(様式第 38 号)をもって通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により、期間の延長を認めたときは、当該有効期間の満了する日

の翌日から 2 年間まで有効期間を延長することができる。

(景観づくり活動団体認定の認定取消し)

第 31 条 条例第 36 条第 3 項の規定による認定を取り消すときは、当該団体に、景観づくり活動団体認定取り消し通知書(様式第 39 号)をもって通知するものとする。

(補則)

第 32 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。



別表第 1(第 3 条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
共通	付近見取図 (縮尺1 / 2500程度)	当該行為を行う土地の区域及びその周辺(当該区域から半径約250m)の状況を表示する図面 <sup>1</sup> で、次の各項目がわかるもの。 方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源 <sup>2</sup>	1:住宅地図も可 2:うるま市景観計画第2章に掲載する景観資源を参考にプロットする。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したもの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	
	敷地内現況図	当該行為を行う土地の区域の現在の状況を示す図面で、建築物、工作物、緑地、歴史及び文化的な価値を持つ史跡等を明示したもの	
	眺望状況説明図	当該行為を行う土地の区域の周辺(当該区域から半径約2.5k m)を示す図面で、周辺の主要な眺望点からの当該区域の見え方等の眺望景観の状況を明示したもの	
	平面図	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面で、行為の位置、ごみ置き場、緑地、外構等を明示したもの ラフ図可	
	各面立面図	ラフ図可	屋根の形状がわかるようにすること。
	工程表	工事完了までのスケジュール	
	その他市長が必要と認める図書		

別表第 2(第 5 条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物 (法第 16 条 第 1 項 第 1 号関係)	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標とな る地物 周辺の景観資源	事前協議で使用したものを 用いてもよい。
	2 工作物 (法第 16 条 第 1 項 第 2 号関係)	付近現況説明 資料	2 方向以上から行為の場所を撮影し たもの 行為の場所周辺を含めて撮 影したもの 現況写真の撮影位置及 び撮影方向がわかる図面
	配置図 (縮尺 1 / 200 程 度)	縮尺 方位 寸法 敷地の境 界線 敷地内における届出に係る建 築物等の位置 届出に係る建築物等 と他の建築物等との別 建築物等の 各部分の高さ 擁壁 敷地の接す る道路の位置、名称及び幅員 敷地 及び道路の高低差 建築設備の位置 及び種類 垣、柵、塀、張り芝等の 位置 外構施設の位置及び材料 ごみ置場	
	各階平面図 (縮尺 1 / 100 程 度)	縮尺 方位 寸法 開口部の 位置 建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模 様替若しくは色彩の変更に係 る届出にあつては添付を要し ない。
	各面立面図(縮 尺 1 / 100 程度)	縮尺 寸法 開口部、附属設備、 軒等の位置及び形状 壁面及び屋根 の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表 示) 建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模 様替若しくは色彩の変更に係 る届出にあつては、カラー写 真に代えることができる。色 彩については、色調をできる だけ詳しく記入すること。
	2 面以上の断面 図(縮尺 1 / 100 程度)	縮尺 寸法 開口部、附属設備、 軒等の位置及び形状 道路、擁壁、 垣、柵の位置及び高さ 建築設備の 位置及び種類	
	緑化計画図(縮 尺 1 / 200 程度)	植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び 本数 屋上緑化の位置及び面積 壁面緑化の位置及び面積 緑地率、 緑被率及び緑視率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	

3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号関係)	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用了したものを用いてもよい。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したものの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用了したものを用いてもよい。
	現況図(縮尺1/1,000程度)	縮尺 方位 行為地及び周辺の土地利用状況 隣接する道路の位置及び幅員 行為の区域 縦横断図の位置及び方向	
	計画図(縮尺1/1,000程度)	縮尺 方位 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模	
	縦横断図(縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	緑化計画図(縮尺1/1,000程度)	植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 屋上緑化の位置及び面積 壁面緑化の位置及び面積 緑地率、緑被率及び緑視率の数値 緑確保の考え方	宅地分譲等を行う敷地で、将来宅地内緑化によって緑地率等を満たそうとする場合はその計画について記載すること。
	その他	参考となるべき事項を記載	

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用したものを用品いてもよい。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したものの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものを用品いてもよい。
	現況図 (縮尺1/1,000程度)	縮尺 方位 行為地及び周辺の土地利用状況 隣接する道路の位置及び幅員 行為の区域 縦横断面図の位置及び方向	
	計画図 (縮尺1/1,000程度)	縮尺 方位 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断面図 (縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	緑化計画図(縮尺1/1,000程度)	植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 屋上緑化の位置と及び面積 壁面緑化の位置及び面積 緑地率、緑被率及び緑視率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 木竹の植栽又は伐採	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用したものを用品いてもよい。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したものの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものを用品いてもよい。
	配置図 (縮尺1/500程度)	縮尺 方位 寸法 敷地の形状及び寸法 植栽又は伐採の位置及び面積 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 植林等による代替措置等の位置及び面積 隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	

6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用したものを 用いてもよい。 物件の種類を表示すること。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したもの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものを 用いてもよい。
	配置図 (縮尺1/500程度)	縮尺 方位 寸法 敷地の形状及び寸法 物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 伐採及び植林する樹種 隣接する道路の位置及び幅員	
	緑化計画図(縮尺1/200程度)	植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 屋上緑化の位置と及び面積 壁面緑化の位置及び面積 緑地率、緑被率及び緑視率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	
7 水面の埋立て又は干拓	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用したものを 用いてもよい。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したもの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものを 用いてもよい。
	配置図 (縮尺1/500程度)	縮尺 方位 寸法 敷地の形状及び寸法 埋立て又は干拓の位置及び面積 埋立てをする場合は埋立て後の高さ 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	

8 特定照明	付近見取図	方位 縮尺 当該区域の位置 道路・公園等の公共施設 目標となる地物 周辺の景観資源	事前協議で使用了たものを用いてもよい。
	付近現況説明資料	2方向以上から行為の場所を撮影したもの 行為の場所周辺を含めて撮影したもの 現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用了たものを用いてもよい。
	配置図 (縮尺1/500程度)	縮尺 方位 寸法 照明の配置、高さ、照射方向、光量及び光の色度 照射対象	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表第 3(第 5 条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
共通	コンセプト協議完了 証明書		様式第2号。 添付図書を含む。
	景観づくりコンセプト協議に基づく変更 提案書	コンセプト協議で受けた指導、助 言又は要請に対する対応案を記載	
地区景観づくり地 区内の行為	地区景観づくりルー ルに係る建築行為等 協議完了通知書		様式第31号。 添付図書を含む。
	地区景観づくりルー ルに係る建築行為協 議に基づく変更提案 書	協議で受けた指導、助言又は要請 に対する対応案を記載	

景観づくりのコンセプト協議申請書

年 月 日

うるま市長

申請者 住所

氏名

印

連絡先

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

うるま市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

行為の場所	うるま市			
	エリア別	石川エリア	具志川エリア	与勝半島エリア
		海中道路周辺エリア	島しょエリア	
	類型別	海・河川	緑・農地・集落	商業地
		住宅地	工業・大規模施設用地	
骨格別	グスクロードに面する(路線名 )			
	あやはしパールラインに面する(路線名 )			
他法令による地区指定等の状況	用途地域( ) 建ぺい率( %) 容積率( %)			
	その他(具体的に記入 )			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	行為にかかる日数			日間
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		水面の埋立て又は干拓	
	木竹の植栽又は伐採		特定照明	
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先 (担当者 )			
うるま市記入欄				



届出対象行為の種類・設計又は施工方法	届出対象行為の内容				
	用 途	専用住宅 併用住宅 工場・倉庫等 業務施設 大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上） 大規模小売店舗以外の商業施設 宿泊施設 その他（ ）			
	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡ うち増築面積 ㎡	うるま市景観条例 施行規則第6条第1項 第1号に基づく 高さ	m	
	建築基準法に基づく 高さ	m	屋上に設置する建築設備の 高さ	m	
	構 造		階 数	地上 階 地下 階	
	模様替等の面積	㎡	屋外駐車場	有（ ㎡） 無	
	外 壁	仕上材			
		色 彩			
	屋 根	形 状			
		仕上材			
		色 彩			
	建 築 設 備	高架水槽 その他（ ）			
	外 構	有（ ） 無			
	工作物	用 途		構 造	造
		敷地面積	㎡	築造面積	㎡
		高 さ	m	太陽光パネルの パネルの総表面積	㎡
		屋外駐車場	有（ ㎡） 無		
		設 備	有（ ） 無		
		外 観	仕上材		
色 彩					
外 構	有（ ） 無				

届出対象行為の種類・設計又は施工方法	届出対象行為の内容				
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為の目的	住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) その他( )		
		開発区域面積	m <sup>2</sup>		
	擁壁	法面	高さ( m ) 長さ( m ) 勾配( 度 ) 緑化 有 無		
		擁壁	高さ( m ) 長さ( m ) 勾配( 度 ) 構造( )		
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>
		外構	有( ) 無		
	木竹の植栽又は伐採	目的			
		行為の種類	植栽 伐採		
		敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>
		主な樹種			
		緑の回復措置	有(具体的に ) 無		
	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	物件の種類			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>
		堆積の高さ	m	堆積期間	日間
		堆積物の遮へい	有(具体的に ) 無		
		外構	有( ) 無		

届出対象行為の種類・設計又は施工方法	届出対象行為の内容					
	水面の埋立て又は干拓	目的				
		行為の種類	埋立	干拓	行為の面積	m <sup>2</sup>
		法面	高さ( ) m )	長さ( ) m )	勾配( ) 度)	緑化 有 無
		擁壁	高さ( ) m )	長さ( ) m )	勾配( ) 度)	構造( )
	特定照明	目的	専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合 史跡等の景観スポットにおいて当該行為を行う場合			
照射対象						

## 備考

- 1 各欄に  がある場合は、該当する項目全てにチェックをつけてください。
- 2 行為の場所のエリア別及び骨格別欄については、景観計画に掲載されている方針図を見て、当該行為を行う場所にかかると思われる項目全てにチェックをつけてください。
- 3 他法令による地区指定等の状況のその他欄には、用途地域以外で他の法令に基づき指定された地域・地区がある場合は、その名称を記入してください。(例：風致地区、臨港地区など)
- 4 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で照会に応答し得る者がいる場合にのみ、記入してください。(例：届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- 5 うるま市記入欄には、記入しないでください。
- 6 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 7 建築物等の構造欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造等)
- 8 建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の色彩について、既に色彩が決まっていればマンセル値(マンセル・カラー・システム)を記入してください。色相は数値とアルファベットの組み合わせ、明度と彩度は数値を記入してください。(例：色相(10GY) / 明度(8) / 彩度(2))決まっていない場合は、各壁面の色彩イメージをできる限り具体的に記入してください。(例：外壁全体の基調色はオフホワイト、アクセントとして軒裏にこげ茶を使用する)
- 9 建築物の屋根の仕上材欄には、材質を具体的に記入してください。(例：赤瓦等)
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて、うるま市景観条例施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観づくりのコンセプト協議完了証明書

年 月 日付けでうるま市景観条例第13条第5項の規定による届出のあった行為について、協議が完了したことを証明します。

なお、届出内容に対して指導又は助言がある場合は、その指導又は助言に基づく内容の改善を要請します。

行為の場所	うるま市
行為の種類	
届出に対する指導及び助言	計画内容は良好であり、改善を要する点は見受けられない。 以下の点において改善を要請する。
備考	

備考 景観審議会又は景観アドバイザーからの助言・指導がある場合は、別添します。

様式第3号 (第4条関係)

建築物の高さの最高限度の緩和申請書

年 月 日

うるま市長

申請者 住所

氏名

印

連絡先

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

うるま市景観条例第14条第2項の規定による、建築物の高さの最高限度に関する緩和の認定について、下記のとおり申請します。

行為の場所	うるま市			
	類型別	海・河川	緑・農地・集落	商業地
		住宅地	工業・大規模施設用地	
他法令による地区指定等の状況	用途地域( )建ぺい率( %)容積率( %)			
	その他(具体的に記入 )			
建物の主要用途				
建築基準法に基づく建築物の高さ	m			
屋上に設置する建築設備の高さ	m			
緩和の目的	緩和が必要な理由を具体的に記入			
届出内容の照会先	住所	事業所名	連絡先	(担当者 )
うるま市記入欄				

備考1 うるま市記入欄には、記入しないでください。

2 各欄に がある場合は、該当する項目全てにチェックをつけてください。

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

うるま市長

届出者 住所

氏名

印

連絡先

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	うるま市			
	エリア別	石川エリア	具志川エリア	与勝半島エリア
		海中道路周辺エリア	島しょエリア	
	類型別	海・河川	緑・農地・集落	商業地
		住宅地	工業・大規模施設用地	
骨格別	グスクロードに面する(路線名 )			
	あやはしパールラインに面する(路線名 )			
他法令による地区指定等の状況	用途地域( ) 建ぺい率( %) 容積率( %)			
	その他(具体的に記入 )			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	行為にかかる日数	日間		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	水面の埋立て又は干拓		
	木竹の植栽又は伐採	特定照明		
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先 (担当者 )			
うるま市記入欄				

届出対象行為の内容						
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	建築物	用途	専用住宅 併用住宅 工場・倉庫等 業務施設 大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上） 大規模小売店舗以外の商業施設 宿泊施設 その他（ ）			
		敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
		延べ面積	うち増築面積	㎡	うるま市景観条例 施行規則第6条第1項 第1号に基づく 高さ	m
		建築基準法に基づく 高さ	m	屋上に設置する建築設備の 高さ	m	
		構造		階数	地上 階 地下 階	
		模様替等の面積	㎡	屋外駐車場	有（ ㎡） 無	
		外壁	仕上材			
			色彩	基調色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）	
				補助色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）	
		アクセント色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ） 各立面の使用面積 東面（ %）西面（ %）南面（ %）北面（ %）			
屋根	形状					
	仕上材					
色彩	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）					
建築設備	高架水槽 遮へい [ 有 無 その他（ ） ] その他（ ） 遮へい [ 有 無 その他（ ） ]					
外構	生垣 石垣 その他（ ） 仕上材を使用した場合はその材質（ ）					
緑化	緑地率	緑地率（ %）				
	緑被率	緑被率（ %）	どちらか一方に記入			
	緑視率	（ %） グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				

		届出対象行為の内容				
		用 途		構 造	造	
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	工作物	敷地面積	m <sup>2</sup>	築造面積	m <sup>2</sup>	
		高 さ	m	太陽光パネルの パネルの総表面積	m <sup>2</sup>	
		屋外駐車場	有 ( m <sup>2</sup> ) 無			
		設 備	種類 ( ) 遮へい [ 有 無 その他 ( ) ]			
		外観の仕上げ材				
		外観の基調色	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
		外 構	生垣 その他 ( ) 仕上材を使用した場合はその材質 ( )			
		緑 化	緑地率	緑地率 ( % )		
			緑被率	緑被率 ( % ) どちらか一方に記入		
			緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為の目的	住宅 ( 区画 ) ( 最小区画面積 m <sup>2</sup> ) その他 ( )				
	開発区域面積	m <sup>2</sup>				
	法 面	高さ ( m ) 長さ ( m ) 勾配 ( 度 ) 緑化 有 無				
	擁 壁	高さ ( m ) 長さ ( m ) 勾配 ( 度 ) 構造 ( )				
	緑 化	緑地率	緑地率 ( % )			
緑被率		緑被率 ( % ) どちらか一方に記入				
	緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目 的					
	敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>		
	外 構	生垣 その他 ( ) 仕上材を使用した場合はその材質 ( )				
	緑 化	緑地率	緑地率 ( % )			
		緑被率	緑被率 ( % ) どちらか一方に記入			
	緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				



届出対象行為の内容						
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	木竹の植栽又は伐採	目 的				
		行為の種類	植栽	伐採		
		敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>	
		主な樹種				
		緑の回復措置	有（具体的に 無			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	物件の種類				
		敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>	
		堆積の高さ	m	堆積期間	日間	
		堆積物の遮へい	有（具体的に 無			
		外 構	生垣 その他（ 仕上材を使用した場合はその材質（			
		緑 化	緑地率	緑地率（ % ）		
			緑被率	緑被率（ % ） どちらか一方に記入		
	緑視率	（ % ） グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	水面の埋立て又は干拓	目 的				
		行為の種類	埋立	干拓	行為の面積	m <sup>2</sup>
		法 面	高さ（ m ）	長さ（ m ）	勾配（ 度 ） 緑化 有 無	
		擁 壁	高さ（ m ）	長さ（ m ）	勾配（ 度 ） 構造（	
		自然の回復措置	有（具体的に 無			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	特定照明	目 的	専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合 史跡等の景観スポットにおいて当該行為を行う場合			
		照射対象				
		周辺への影響に対する措置	有（具体的に 無			

備考

- 1 各欄に がある場合は、該当する項目全てにチェックをつけてください。
- 2 行為の場所のエリア別及び骨格別欄については、景観計画に掲載されている方針図を見て、当該行為を行う場所にかかると思われる項目全てにチェックをつけてください。
- 3 他法令による地区指定等の状況のその他欄には、用途地域以外で他の法令に基づき指定された地域・地区がある場合は、その名称を記入してください。(例：風致地区、臨港地区など)
- 4 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で照会に応答し得る者がいる場合のみ、記入してください。(例：届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- 5 うるま市記入欄には、記入しないでください。
- 6 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 7 建築物等の構造欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造等)
- 8 建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の色彩について、既に色彩が決まっていればマンセル値(マンセル・カラー・システム)を記入してください。色相は数値とアルファベットの組み合わせ、明度と彩度は数値を記入してください。(例：色相(10 GY) / 明度(8) / 彩度(2))
- 9 建築物の屋根の仕上材欄には、材質を具体的に記入してください。(例：赤瓦等)
- 10 緑地率及び緑被率は、建築物、工作物、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積については、敷地面積を母数として算出してください。都市計画法第4条第12項に規定する開発行為については、開発区域面積を母数として算出してください。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて、うるま市景観条例施行規則別表第2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

うるま市長

届出者 住所

氏名

印

連絡先

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

景観法第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日 号	
行為の場所	うるま市	
設計又は施工方法の変更の概要	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
うるま市記入欄		

備考 1 うるま市記入欄には、記入しないでください。

2 設計又は施工方法の変更がわかる書類および図書を添付してください。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、うるま市景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	
行為の種類	
景観計画区域内における行為届出日	
意見欄	

備考 1 当該行為の届出については、建築基準法をはじめ各種法令、条例等の審査は行っておりません。

2 当該行為の届出に係る事項の内、設計又は施工方法に変更が生じた場合は、景観法第 16 条第 2 項の規定に基づき、変更の届出をする必要があります。

様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為設計変更等勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 設計変更等勧告の対象となる行為

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

うるま市長

通知者 住所

氏名

印

連絡先

景観法第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	うるま市			
	エリア別	石川エリア	具志川エリア	与勝半島エリア
		海中道路周辺エリア	島しょエリア	
	類型別	海・河川	緑・農地・集落	商業地
		住宅地	工業・大規模施設用地	
骨格別	グスクロードに面する(路線名 )			
	あやはしパールラインに面する(路線名 )			
他法令による地区指定等の状況	用途地域( )	建ぺい率( %)	容積率( %)	
	その他(具体的に記入 )			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日	
	行為にかかる日数	日間		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更(該当するものに をつける)		
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	水面の埋立て又は干拓		
	木竹の植栽又は伐採	特定照明		
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先 (担当者 )			
うるま市記入欄				

備考 うるま市記入欄には、記入しないでください。

届出対象行為の内容							
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	建築物	用途	専用住宅 併用住宅 工場・倉庫等 業務施設 大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上） 大規模小売店舗以外の商業施設 宿泊施設 その他（ ）				
		敷地面積	㎡	建築面積	㎡		
		延べ面積	うち増築面積	㎡ ㎡	うるま市景観条例 施行規則第6条第1項 第1号に基づく 高さ	m	
		建築基準法に基づく 高さ	m	屋上に設置する建築設備の 高さ	m		
		構造		階数	地上 階 地下 階		
		模様替等の面積	㎡	屋外駐車場	有（ ㎡） 無		
		外壁	仕上材				
			色彩	基調色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）		
				補助色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）		
		アクセント色	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ） 各立面の使用面積 東面（ %）西面（ %）南面（ %）北面（ %）				
屋根	形状						
	仕上材						
色彩	色相（ ）/明度（ ）/彩度（ ）						
建築設備	高架水槽 遮へい [ 有 無 その他（ ） ] その他（ ） 遮へい [ 有 無 その他（ ） ]						
外構	生垣 石垣 その他（ ） 仕上材を使用した場合はその材質（ ）						
緑化	緑地率	緑地率（ %）					
	緑被率	緑被率（ %） どちらか一方に記入					
	緑視率	（ %） グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入					

		届出対象行為の内容				
		用 途		構 造	造	
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	工作物	敷地面積	m <sup>2</sup>	築造面積	m <sup>2</sup>	
		高 さ	m	太陽光パネルの パネルの総表面積	m <sup>2</sup>	
		屋外駐車場	有 ( m <sup>2</sup> ) 無			
		設 備	種類 ( ) 遮へい [ 有 無 その他 ( ) ]			
		外観の仕上げ材				
		外観の基調色	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
		外 構	生垣 その他 ( ) 仕上材を使用した場合はその材質 ( )			
		緑 化	緑地率	緑地率 ( % )		
			緑被率	緑被率 ( % ) どちらか一方に記入		
			緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為の目的	住宅 ( 区画 ) ( 最小区画面積 m <sup>2</sup> ) その他 ( )				
	開発区域面積	m <sup>2</sup>				
	法 面	高さ ( m ) 長さ ( m ) 勾配 ( 度 ) 緑化 有 無				
	擁 壁	高さ ( m ) 長さ ( m ) 勾配 ( 度 ) 構造 ( )				
	緑 化	緑地率	緑地率 ( % )			
緑被率		緑被率 ( % ) どちらか一方に記入				
	緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目 的					
	敷地面積	m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>		
	外 構	生垣 その他 ( ) 仕上材を使用した場合はその材質 ( )				
	緑 化	緑地率	緑地率 ( % )			
		緑被率	緑被率 ( % ) どちらか一方に記入			
	緑視率	( % ) グスクロード、あやはしパールラインに面する敷地のみ記入				



届出対象行為の内容		目 的				
		行為の種類		植栽 伐採		
木竹の植栽又は伐採	敷地面積		m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>	
	主な樹種					
	緑の回復措置		有(具体的に ) 無			
	物件の種類					
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	敷地面積		m <sup>2</sup>	行為に係る土地の面積	m <sup>2</sup>	
	堆積の高さ		m	堆積期間	日間	
	堆積物の遮へい		有(具体的に ) 無			
	外 構		生垣 その他( ) 仕上材を使用した場合はその材質( )			
	緑 化	緑地率	緑地率( % )			
		緑被率	緑被率( % ) どちらか一方に記入			
	緑視率	( % ) グスクロード、あやしパールラインに面する敷地のみ記入				
水面の埋立て又は干拓		目 的				
		行為の種類		埋立 干拓	行為の面積	m <sup>2</sup>
		法 面		高さ( m ) 長さ( m ) 勾配( 度 ) 緑化 有 無		
		擁 壁		高さ( m ) 長さ( m ) 勾配( 度 ) 構造( )		
		自然の回復措置		有(具体的に ) 無		
特定照明	目 的		専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合 史跡等の景観スポットにおいて当該行為を行う場合			
	照射対象					
	周辺への影響に対する措置		有(具体的に ) 無			

届出対象行為の種類・設計又は施工方法

備考

- 1 各欄に がある場合は、該当する項目全てにチェックをつけてください。
- 2 行為の場所のエリア別及び骨格別欄については、景観計画に掲載されている方針図を見て、当該行為を行う場所にかかると思われる項目全てにチェックをつけてください。
- 3 他法令による地区指定等の状況のその他欄には、用途地域以外で他の法令に基づき指定された地域・地区がある場合は、その名称を記入してください。(例：風致地区、臨港地区など)
- 4 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で照会に応答し得る者がいる場合のみ、記入してください。(例：届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- 5 うるま市記入欄には、記入しないでください。
- 6 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 7 建築物等の構造欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造等)
- 8 建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の色彩について、既に色彩が決まっていればマンセル値(マンセル・カラー・システム)を記入してください。色相は数値とアルファベットの組み合わせ、明度と彩度は数値を記入してください。(例：色相(10 GY) / 明度(8) / 彩度(2) )
- 9 建築物の屋根の仕上材欄には、材質を具体的に記入してください。(例：赤瓦等)
- 10 緑地率及び緑被率は、建築物、工作物、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積については、敷地面積を母数として算出してください。都市計画法第4条第12項に規定する開発行為については、開発区域面積を母数として算出してください。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて、うるま市景観条例施行規則別表第2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為協議書

景観法第16条第6項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

1 通知のあった行為

2 協議事項

様式第 10 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為設計変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 101 条第 1 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
- 5 報告期限
- 6 報告先

年 月 日

年 月 日

\* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にうるま市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過してもうるま市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、うるま市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 17 条第 4 項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 延長の理由

様式第 12 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為原状回復等命令書

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第 17 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 100 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
- 5 報告期限
- 6 報告先

年 月 日

年 月 日

\* 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にうるま市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過してもうるま市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、うるま市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第 13 号 (第 10 条関係)

景観計画区域内行為状況等報告書

年 月 日

うるま市長

届出者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第 17 条第 7 項の規定により、変更命令を受けたその後の措置の状況を、次のとおり報告します。

行為の場所	
行為の種類	
変更命令等の内容	
措置の実施状況	

様式第 14 号 (第 10 条関係)

身分証明書

(表)

8.5 センチメートル

身分証明書

(景観法第 17 条第 8 項及び第 23 条第 3 項の規定による)

写真

有効期限 交付日から 1 年  
年 月 日発行

所属及び氏名

うるま市長

印

5.3 センチメートル

(裏)

この者は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第 7 項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第 23 条第 2 項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。

関係法令 景観法第 17 条(抜粋)

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(略)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施現状を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

関係法令 景観法第 23 条(抜粋)

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。



様式第 15 号 (第 11 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

1 行為の場所

2 行為の期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 行為の種類

4 届出者

住 所  
氏 名

5 行為を着手することができる日

年 月 日

景観計画区域内行為完了届

年 月 日

うるま市長

届出者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出た行為を完了したので、次のとおり届け出ます。

法第 16 条第 1 項の規定による届出年月日		年 月 日		
行為の場所	うるま市			
	エリア別	石川エリア	具志川エリア	与勝半島エリア
		海中道路周辺エリア	島しょエリア	
	類型別	海・河川	緑・農地・集落	商業地
		住宅地	工業・大規模施設用地	
骨格別	グスクロードに面する(路線名 )			
	あやはしパールラインに面する(路線名 )			
他法令による地区指定等の状況	用途地域( )	建ぺい率( % )	容積率( % )	
	その他(具体的に記入 )			
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替 ・外観の色彩の変更(該当するものに )をつける)		
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替 ・外観の色彩の変更(該当するものに )をつける)		
	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		水面の埋立て又は干拓	
	木竹の植栽又は伐採		特定照明	
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先	(担当者 )		
完了の年月日	年 月 日			
うるま市記入欄				

備考 1 うるま市記入欄には、記入しないでください。

2 「行為の場所」、「行為の種類」の欄は、該当する にチェックをつけてください。

3 行為の完了に係る届出には、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真(色彩を識別することができるものに限る。)を添付してください。

様式第17号 (第17条関係)

地区景観づくり組織申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例第 26 条第 1 項の規定による地区景観づくり組織の認定を受けるため、  
下記のとおり申請します。

地区景観づくり組織 の名称	
代表者名	
構成人数	名
活動対象地区	
活動目的	
活動内容	
活動の期間等	団体の発足 年 月 日 活動期間 年 月 日 ~ 年 月 日

備考 この申請書には、うるま市景観施行規則第 17 条第 2 項に掲げる書類を添付してください。

様式第 18 号 (第 17 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくり組織認定通知書

うるま市景観条例第 26 条第 1 項の規定により、下記の団体を認定します。

認定番号	
地区景観づくり組織の名称	
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

様式第 19 号 (第 18 条関係)

地区景観づくり組織認定変更・解除申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 18 条第 1 項の規定により、下記の団体の登録内容の変更又は解除を申し出ます。

地区景観づくり組織 の名称	
認定番号	
申請の目的 右欄の該当する項目について にチェックをつけてください。	変更 解除
申請の理由	

登録内容の変更の場合、以下の項目にその内容を記入してください。変更内容を下欄に記入してください。

項目	変更前	変更後

様式第 20 号 (第 18 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくり組織認定変更・解除通知書

年 月 日 をもって、下記の組織の認定の変更又は解除します。

地区景観づくり組織 の名称	
認定番号	
通知の目的	変更 解除
変更又は解除理由	

登録内容の変更については以下の通りです。

項目	変更前	変更後

様式第 21 号 (第 19 条関係)

地区景観づくり組織認定延長申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 19 条第 1 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を  
申し出ます。

認定番号	
地区景観づくり組織の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延長を申請する認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 22 号 (第 19 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくり組織認定延長通知書

うるま市景観条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を認めます。

認定番号	
地区景観づくり組織の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延長後の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日



様式第 23 号 (第 20 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくり組織認定取り消し通知書

年 月 日 をもって、下記の組織の認定を取り消します。

認定番号	
地区景観づくり組織	
認定取消しの理由	
備考	

備考 うるま市景観条例第 26 条第 2 項の規定による認定の取り消しに関する景観審議会の意見については、別添の書類を参照してください。

様式第 24 号 (第 23 条関係)

地区景観づくりルール認定申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例第 27 条第 1 項の規定による地区景観づくりルールの認定を受けるため、  
下記のとおり申請します。

地区景観づくりルールの名称	地区景観づくりルール
対象地区	
策定目的	
うるま市景観条例施行規則第 21 条第 2 項に規定するルールの内容 右欄の該当する項目について にチェックをつけてください。	法第 8 条第 3 項第 2 号各号に掲げる行為 良好な景観づくりのために必要な公共施設の維持、管理等の方法に関する事項 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項 その他良好な景観の形成に関する事項 (具体的に )

備考 この申請書には、申請者が作成した地区景観づくりルールを添付してください。

様式第 25 号 (第 23 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくりルール認定通知書

うるま市景観条例第 27 条第 1 項の規定により、下記の地区景観づくりルールとして認定  
します。

認定番号	
地区景観づくりルールの名称	地区景観づくりルール
対象地区	
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ルールの変更履歴等	

様式第 26 号 (第 24 条関係)

地区景観づくりルール認定変更申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 24 条第 1 項の規定により、地区景観づくりルールの変更を下記のとおり申請します。

認定番号	
地区景観づくり ルールの名称	地区景観づくりルール
変更理由	

変更内容を下欄に記入してください。

項目	変更前	変更後

様式第 27 号 (第 25 条関係)

地区景観づくりルール認定期間延長申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 25 条第 1 項の規定により、下記の地区景観づくりルールの  
認定期間の延長を申し出ます。

認定番号	
地区景観づくりルールの名称	地区景観づくりルール
現在の認定期間	
延長を申請する認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 28 号 (第 25 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

地区景観づくりルール認定延長通知書

うるま市景観条例施行規則第 25 条第 3 項の規定により、下記の地区景観づくりルールの  
認定期間の延長を認めます。

認定番号	
地区景観づくりルールの名称	
現在の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延長後の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 29 号 (第 26 条関係)

地区景観づくりルール廃止申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 26 条第 1 項の規定により、下記の地区景観づくりルールの  
廃止を申し出ます。

地区景観づくりルールの名称	
認定番号	
申請の理由	

様式第 30 号 (第 26 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくりルール廃止通知書

年 月 日 をもって、下記の地区景観づくりルールを廃止します。

認定番号	
地区景観づくりルール	
廃止の理由	
備考	



様式第31号（第27条関係）

地区景観づくりルールに係る建築行為等申請書

年 月 日

うるま市長

申請者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

行為の場所	うるま市			
地区景観づくりルールの名称				
景観法第16条第1項の届出の要否	要（類型別区分の名称： _____）			
	否			
他法令による地区指定等の状況	用途地域（ _____ ）建ぺい率（ _____ %）容積率（ _____ %）			
	その他（具体的に記入 _____）			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	行為にかかる日数	_____ 日間		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更（該当するものに _____ をつける）		
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更（該当するものに _____ をつける）		
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		水面の埋立て又は干拓	
	木竹の植栽又は伐採		特定照明	
届出内容の照会先	住所 事業所名 連絡先 _____（担当者 _____）			
うるま市記入欄				

備考 1 うるま市記入欄には、記入しないでください。

2 各欄に \_\_\_\_\_ がある場合は、該当する項目全てにチェックをつけてください。

3 景観法第16条第1項の届出が必要な行為については、別途届け出が必要です。

4 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第 32 号 (第 27 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

地区景観づくりルールに係る建築行為等協議完了通知書

年 月 日付けでうるま市景観条例第 31 条第 1 項の規定による届出のあった行為について、協議が完了したことを証明します。

なお、届出内容に対して指導又は助言がある場合は、その指導又は助言に基づいて内容の改善を要請します。

行為の場所	うるま市
行為の種類	
届出に対する指導及び助言	計画内容は良好であり、改善を要する点は見受けられない。 以下の点において改善を要請する。
備考	

備考 1 当該行為の届出については、建築基準法をはじめ各種法令、条例等の審査は行っておりません。

2 地区景観づくり組織からの意見書は別添の書類を参照してください。

様式第 33 号 (第 28 条関係)

景観づくり活動団体認定申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例第 36 条第 1 項の規定による景観づくり活動団体の認定を受けるため、  
下記のとおり申請します。

景観づくり活動団体の名称	
構成員及び代表者	
活動目的	
活動内容	
活動の期間等	団体の発足 年 月 活動期間(定められている場合のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 34 号 (第 28 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観づくり活動団体認定通知書

うるま市景観条例第 36 条第 1 項の規定により、下記の団体を認定します。

認定番号	
景観づくり活動団体の名称	
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
申請内容の変更履歴等	

様式第 35 号 (第 29 条関係)

景観づくり活動団体変更・解除申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 28 条第 6 項の規定により、下記の団体の登録内容を変更・解除を申し出ます。

景観づくり活動団体の名称	
認定番号	
申請の目的 右欄の該当する項目について にチェックをつけてください。	変更 解除
申請の理由	

登録内容の変更の場合、以下の項目にその内容を記入してください。

項目	変更前	変更後

様式第 36 号 (第 29 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

景観づくり活動団体認定変更・解除通知書

年 月 日 をもって、下記の組織の認定の変更又は解除します。

景観づくり活動団体の名称	
認定番号	
通知の目的	変更 解除
変更又は解除理由	

登録内容の変更については以下のとおりです。

項目	変更前	変更後

様式第 37 号 (第 30 条関係)

景観づくり活動団体認定延長申請書

年 月 日

うるま市長

代表者 住所

氏名

印

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

うるま市景観条例施行規則第 30 条第 1 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を  
申し出ます。

認定番号	
景観づくり活動団体の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延長を申請する認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 38 号 (第 30 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市長

印

景観づくり活動団体認定延長通知書

うるま市景観条例施行規則第 30 条第 3 項の規定により、下記の団体の認定期間の延長を認めます。

認定番号	
景観づくり活動団体の名称	
現在の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延長後の認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日



様式第 39 号 (第 31 条関係)

第 年 月 日

様

うるま市長

印

景観づくり活動団体認定取り消し通知書

年 月 日 をもって、うるま市景観条例第 36 条第 3 項の規定により、下記の団体の認定を取り消します。

認定番号	
景観づくり活動団体の名称	
認定取消しの理由	

備考 認定の取り消しに関する景観審議会の意見については、別添の書類を参照してください。